

VI-12

中国における建設労働安全に関する基礎的研究

東京大学 学生会員 宋虎斌

清華大学(中国) 助教授 方東平

東京大学 フェロー会員 國島正彦

1. はじめに

中国は全世界の25%の膨大な建設業従業員を保有している。近年、建設産業における労働災害発生率は減少の趨勢を見せているものの、依然として国内各産業の中で第2位(第1位は鉱業)を占めていてかつ災害による人的被害数は、莫大な状況である。そこで本研究は如何に労働災害発生を防ぐかという視点で、中国における建設労働安全の歴史的経緯および現状の分析と国際比較を通じて安全レベルを高めるための幾つかの対策を提唱する。

2. 中国における建設労働安全の歴史的経緯

5,000年の歴史を保っている中国は、建設労働安全の歴史も記録に残っているだけで1,000年を辿ることができる。例えば北宋時代の大工喻浩は当時の首都(現在の河南省洛陽市)で高層タワーを建設するに際して、保護ネットを使用して災害を防止したという。明代の有名な著作「本草綱目」と「農政全書」には「縫灯火」といわれる提灯のようなものを用いて地下に有毒ガスの有無をテストする方法および職業性疾病の発生過程とその予防方法も書かれている。1939年に中華民国政府が頒布した「労働保護法草案」には、労働保護の実施機関、労働者の中でも特に女性と児童を保護する対策などが規定されており建設産業にも適用されたが、草案実施実態は明らかになっていない。

その後、1949年に中華人民共和国が誕生し、建設労働安全の変遷の軌跡は概ね三段階に分けられる。

①1949年～1957年

この段階では、建設労働安全は良好に進められ、1956年には国務院から「三大規程」が頒布され、その後1957年に万人死亡率(労働者万人当たり一年における死者の数)が一時1.67まで減少した。

②1958年～1976年

この段階では文化大革命などの政治的な悪影響を受けて、建設労働安全は停滞ないしは後退の傾向を見せた。

その中で1958年には万人死亡率が5.60で、1965年には1.65に好転したがその後再び悪化し、状況が最も悪かった1970年には7.50にまで達し史上最悪を記録した。

③1977年～現在

この段階では、建設労働安全状況は再び改善され1995年からは連続三年間万人死亡率が1を下回っていた。この時期には小さな範囲(1980年の2.30から1981年に3.23まで上昇し、1983年から1989年までは2を中心に変動した。図1参照)での動きはあったが、主には減少の傾向であった。

3. 中国における建設労働安全の現況

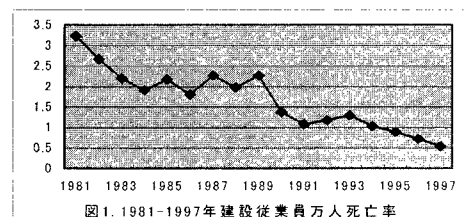
3.1 建設労働安全に関する諸制度

中国における建設労働安全の方針は「安全第一、予防為主」で、現行の体制としては「企業負責(責任)、行業管理、国家監察、群衆監督」である(最近の改正により「労働者遵章守紀」という条目が補充されたが体制としては蛇足なものだと考えられる)。

管理組織は、企業側と非企業側の二つに分けられる。企業側では経営のトップが総体的な責任を負いつつ安全管理組織は上から下への多層の構造を有している。非企業側の組織としては、建設部(実施)と労働と社会保障部(監察)により構成された政府部門と建築業協会がある。

1998年3月1日から実行された「建築法」は、一章を用いて建設安全に関する詳細な規定を定め、「建築安全法」とも称えられるようになった。特に法律による強制的な「意外傷害保険制度」は建設安全水準を高めるための重要な貢献が期待されている。

3.2 近年の建設業労働災害の統計数値



1981年から1997年までの建設従業員万人死亡率を図1に示す。しかし、この数字は統計処理の範囲の違いと信頼性の問題を抱えており、国際比較できる資料にはなりがたい。また、数字の分類方法が単純なので実態に応じて迅速に対策を講じにくい、という指摘もある。

3.3 今後の問題点

中国における計画経済から市場経済への転換は、企業が自らの利益を追求する行動を大いに促した。しかし経済利益に対する過大な追求は、企業行動様式のアンバランスを招き安全意識の低下などを生じさせた。しかも、行政と企業との分離により企業に対する規制が弱くなるとともに、企業行動を適正に導くべき法律制度が未だ不備な状態もこのような傾向に拍車をかけている。

一方、被害者に対する災害補償費用が低すぎて企業への経済的な刺激が欠けており、防災のための資源投入は全体的な利益を減らすものとする認識が生み出された。災害補償費用の実態を見ると、今後20年間働ける作業員が死亡した場合、中国の1995年度の労働生産率で計算すると36万円の損失に等しいが、現在の補償費用はわずか2～8万円で、その差は4.5～8倍にものぼる。

4. 建設労働安全に関する国際比較

建設労働安全に関して、中国と日本、韓国、米国、香港、ドイツ、ベルギーなどの国・地域の制度について比較した結果は表1のとおりである。

表1. 建設労働安全に関する国際比較

	中国	日本	米国	ヨーロッパ
主旨	予防	安全、衛生	—	予防、治療、補償
公共研究機関	1カ所	有	有	有
専門学校	無	有	有	有
安全管理士等資格制度	無	有	有	有
保険制度	有	有	有	有

中国では建設労働安全活動の主旨が、主に災害予防に止まり作業環境の改善と職業疾病の防止には手が届いていない現状と、各項目について比較対象となった国・地域に比べ制度的な対応がかなり遅れている状況が明らかとなった。

5. 結論

本研究の範囲内で、中国の建設労働安全向上のために以下を示す。

- ①法律のさらなる整備と司法の厳格さ
- ②新たな「意外傷害保険制度」の実行方式の導入(図2)

資金を持っている保険会社は、従来このような業務を扱わなかった。しかし、建築業協会との連立によってその欠点が克服される利点を持っている。協会は完全な民間組織ではないので、保険会社と協会の利益配分の比率、企業に十分なインセンティブを与えられる保険率の制定などが重要な検討事項となる。

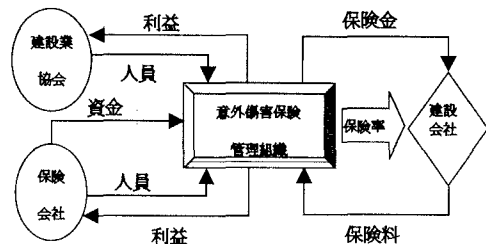


図2. 意外傷害保険模式図

③国家、企業の統計データベースの充実

安全管理の実情と災害に関するデータを豊富な分類方法で正確に収集するだけでなく、会社の安全管理プロセスの透明度を高めるべきである。

④公共研究機関の設立

建設部、労働と社会保障部、関連協会、大学、業者が協した建設労働安全を研究する公共研究機関の創立が長期的な視点から必要である。

⑤専門会社の設立

大型機械、足場の賃貸会社などが、限られた資金を用いて各自の分野での進んだ技術(安全技術を含む)を掌握し、建設会社へ賃貸サービスを提供する同時に、建設会社の技術の不足を補完することができる。

⑥入札・契約制度における香港の PESS 制度を参照

安全費用を固定して価格競争の対象にならないようにする方法である。安全費用の一部を発注者に負担させ、建設会社がよりよい安全管理水準を維持できるようにするのが旨である。これを実現するためには、その前提となる合理的な入札・契約制度を実施すべきである。

安全水準の向上は、単に企業自身の課題だけではなく、社会が人命とヒトの安全を大切にするという認識と結びづけるのである。安全意識が定着した企業文化の樹立には社会全体の努力が必要であることを重ねて強調したい。

注:「」内は中国語原文

【参考文献】

- 1) 國島正彦・庄子幹雄: 建設マネジメント原論
- 2) 1981～1997年建設職工傷亡事故総合統計年表
- 3) 秦春芳・魏忠沢: 「建築施工安全技術手冊」